

●香川県告示第216号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成30年8月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 西土指道 第4号
- 2 指 定 年 月 日 平成30年7月24日
- 3 指定道路の位置 観音寺市吉岡町字畔田57番1の一部、57番2の一部、58番2、59番1の一部及び同地先農道・水路
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.12メートル～4.24メートル
延長 29.71メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。